



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

・長崎県知事管理漁獲可能量の設定

所管課(室)名  
漁業振興課

## 告 示

### 長崎県告示第258号の2

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項  
令和8年4月1日から令和9年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。
  - 【くろまぐろ(小型魚)】 879.900トン
  - 【くろまぐろ(大型魚)】 234.700トン
  - 【するめいか】 3,100 トン
- 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項  
令和8年4月1日から令和9年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。
  - 【くろまぐろ(小型魚)】
    - 長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 87.985トン
    - 長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業 777.443トン
  - 【くろまぐろ(大型魚)】
    - 長崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 71.254トン
    - 長崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 160.600トン
  - 【するめいか】
    - 長崎県するめいか漁業 3,100 トン

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通 (八二四)  
二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト